

小牧市工事成績評定結果閲覧要領

平成20年9月1日
20小総第389号

(趣旨)

第1条 この要領は、小牧市が発注する請負工事に係る成績評定結果に関する書類の閲覧について、必要な事項を定めるものとする。

(閲覧対象とする工事)

第2条 閲覧対象とする工事は、小牧市建設工事成績評定要領（平成20年1月16日19小総第852号）に基づき、成績評定を行う工事とする。

(閲覧に供する成績評定書類)

第3条 閲覧に供する成績評定結果に関する書類（以下「成績評定書類」という。）は、工事成績評定表（別記様式）とする。

2 成績評定書類は、月単位でまとめて閲覧簿へ収録するものとする。

(閲覧期間)

第4条 成績評定書類の閲覧期間は、原則として対象工事の評定結果を通知した日の属する月の翌月からその翌年度の3月31日までとする。

(閲覧場所)

第5条 成績評定書類の閲覧場所は、小牧市役所総務部契約検査課とする。

(閲覧日及び閲覧時間)

第6条 成績評定書類の閲覧日及び閲覧時間は、次のとおりとする。

(1) 閲覧日 1月4日から12月28日まで。ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

(2) 閲覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

(閲覧の条件)

第7条 閲覧者は、閲覧にあたって次の条件を守らなければならない。

(1) 成績評定書類を、閲覧場所以外には持ち出さないこと。

(2) 成績評定書類を汚損又は棄損しないこと。

附 則

この要領は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和元年31小契第384号）

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

工 事 成 績 評 定 表	
管理番号	
工 事 名	
契 約 金 額	当初： 最終：
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
竣工年月日	年 月 日
完了検査年月日	年 月 日
請 負 者 氏 名	
現 場 代 理 人 氏 名	
主任（監理）技術者氏名	
総括監督職員所属・氏名	
主任監督職員所属・氏名	
専任監督職員所属・氏名	
検査職員 所属・氏名	
評 定 点	点

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。